

○国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程

〔平成19年10月26日〕
規程第16号

国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）の職員に対する懲戒に関して、必要事項を定めることを目的とする。

(教育職員の懲戒)

第2条 教育職員は、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

(調査委員会の設置)

第3条 産業技術学部長、保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長及び保健管理センター長（以下「組織の長」という。）は、所属する教育職員に、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則（平成17年法人規則第5号。以下「職員就業規則」という。）

第43条各号に規定する事由に該当するおそれのある事実が発生したときは、速やかに事実関係を把握し、その結果、懲戒処分を行う理由があると判断した場合は、学長に対して報告するものとする。

2 学長は、前項の報告があったときは、評議会の議を経て、調査委員会を設置するものとする。

3 学長は、組織の長からの報告がなかった場合でも、事実関係が明白であり、懲戒処分の検討が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、評議会の議を経て、調査委員会を設置するものとする。

4 調査委員会は、調査結果を評議会に報告する。

(調査委員会の構成)

第4条 調査委員会は、次の委員によって構成する。

(1) 学長が指名する理事又は副学長

(2) 学長が指名する教育職員 3人

(3) その他学長が必要と認める者

(審査委員会の設置)

第5条 評議会は、第3条第4項の調査結果に基づき、懲戒処分を行うのに十分な理由があると認めるときは、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、審査結果を評議会に報告する。

(審査委員会の構成)

第6条 審査委員会は、次の委員によって構成する。

- (1) 評議会が指名する理事又は副学長
- (2) 評議会が指名する評議会委員 3人
- (3) その他評議会が必要と認める者
(評議会の議事)

第7条 評議会が懲戒処分について議決するためには、委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(審査の手続き)

第8条 評議会は、第2条第1項の審査を行うに当たっては、当該教育職員に対し、審査の事由を記載した審査説明書を別記様式第1により作成し、交付しなければならない。

2 評議会は、審査を受ける者が前項の審査説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、当該教育職員に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

3 評議会は、審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

4 前3項に規定するもののほか、審査に関し必要な事項は、評議会が定める。

(教育職員以外の職員の懲戒)

第9条 教育職員以外の職員の懲戒は、学長が行う。

2 学長が、懲戒処分を行うに当たっては、審査会を設置し事実関係を調査するものとする。審査会の構成等は事案に応じてその都度これを定める。

3 審査会は、審査を受ける職員に陳述する機会を与えなければならない。

4 審査会は、審査を行う上で必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、又はその意見を徴することができる。

(懲戒の原則)

第10条 懲戒処分は、職員就業規則第43条各号又は国立大学法人筑波技術大学契約職員就業規則(平成17年法人規則第6号。以下「契約職員就業規則」という。)第51条各号に規定する事由でなければ行うことはできない。

2 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。

3 懲戒処分は、同じ程度に違反した行為に対して、職員就業規則第42条各号又は契約職員就業規則第50条各号に規定する懲戒の種類、程度が異なってはならない。

(懲戒処分の量定)

第11条 懲戒処分の量定は、次に掲げる事項を総合的に考慮の上決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為の関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 日頃の勤務態度や非違行為後の対応

(懲戒処分書の交付)

第12条 懲戒処分は、学長が職員に懲戒処分書を交付して行わなければならない。

2 懲戒処分書の様式は、別記様式第2のとおりとする。

(処分説明書)

第13条 懲戒処分に当たっては、懲戒処分書のほか処分説明書を併せて交付するものとする。

2 処分説明書の様式は、別記様式第3のとおりとする。

(懲戒処分の効力)

第14条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生するものとする。

2 前項の文書の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合において、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

